

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つづき

3 代表者の氏名

花城 秀次

4 主たる事務所の所在地

上田市保野577番地7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人に対して、自立した日常生活に必要な事業を行い、もって社会福祉の増進を図るとともに、地域で安心して暮らしができる社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成26年10月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地下水・地下熱資源強化活用研究会

3 代表者の氏名

藤繩 克之

4 主たる事務所の所在地

長野市若里4丁目17番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、市民や行政・企業等諸団体に対して、地下水および地下熱資源の強化および活用を推進するための事業を行い、関連技術の研鑽、会員相互の情報交換、異業種および関連組織との連携をはかりながら、広く一般社会に貢献することを目的とする。

県民協働課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名 称	成 果 の 名 称	調査を行っ た 期 間	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成21年から 平成25年まで	佐久市湯原の一部	平成26年10月27日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成23年から 平成25年まで	上田市岡の一部	平成26年10月27日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成23年から 平成24年まで	上田市真田町長の一部	平成26年10月27日
上田市	地籍簿及び地籍図	平成23年から 平成25年まで	上田市塩川の一部	平成26年10月27日

飯島町	地籍簿及び地籍図	平成23年から 平成24年まで	上伊那郡飯島町本郷の一部	平成26年10月27日
中川村	地籍簿及び地籍図	平成22年から 平成24年まで	上伊那郡中川村片桐の一部	平成26年10月27日
大桑村	地籍簿及び地籍図	平成20年から 平成25年まで	木曽郡大桑村大字須原の一部	平成26年10月27日
白馬村	地籍簿及び地籍図	平成24年から 平成25年まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成26年10月27日
千曲市	地籍簿及び地籍図	平成23年から 平成25年まで	千曲市大字上徳間の一部	平成26年10月27日
山ノ内町	地籍簿及び地籍図	平成23年から 平成25年まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の一部	平成26年10月27日

農地整備課

公告

県営木曽川源流の里地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営木曽川源流の里地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年10月28日から平成26年11月26日まで

3 縦覧の場所

木曽郡木祖村役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年10月27日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成26年度マイクロ回線設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成27年2月27日まで

(4) 履行場所

長野市 長野県庁

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付されている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去5年間に同種のマイクロ回線設備の点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県建設部河川課管理調整係
電話 026 (235) 7308
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年11月12日（水）午前11時
イ 場所 長野県庁 特別会議室
 - (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年11月6日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年11月11日（火）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

塩尻市田川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成26年10月27日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

理 事

新 任

氏 名	住 所
中 村 増 夫	塩尻市大字広丘吉田1750番地
小 松 俊 之	塩尻市大字片丘8260番地
上 條 昇	塩尻市大字片丘10593番地

重 任

氏 名	住 所
宮 城 敏 行	塩尻市大字広丘吉田1436番地
小 松 昇	塩尻市大字広丘野村641番地
永 原 志 朗	塩尻市大字広丘高出861番地
竹 原 誠 二	塩尻市大字桟敷412番地
米 窪 正 弘	塩尻市大字堀ノ内119番地4

退 任

氏 名	住 所
上 條 啓 輔	塩尻市大字広丘吉田2902番地127
小 松 光 賴	塩尻市大字片丘7770番地イ号3

北 村 茂 塩尻市大字片丘10483番地

監 事

大 和 清 志 塩尻市大字広丘野村337番地

米 窪 日出男 塩尻市大字堀ノ内223番地

農地整備課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定しました。

平成26年10月27日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

1 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
2 指定の年月日	平成26年7月7日
3 指定道路の位置	都市計画道路 3・4・4 若宮駅前線 起点 大町市大町3764-1 終点 大町市大町3771-3
4 指定道路の延長	150.00メートル
5 指定道路の幅員	16.00メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年10月27日

長野県佐久地方事務所長 清水深

1(1) 指定番号	佐久第349号
2(2) 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3(3) 指定の年月日	平成26年7月30日
4(4) 指定道路の位置	佐久市岩村田字西八日町2149-1
5(5) 指定道路の延長	35.00メートル
6(6) 指定道路の幅員	4.01メートル
2(1) 指定番号	佐久第350号
2(2) 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3(3) 指定の年月日	平成26年9月16日
4(4) 指定道路の位置	佐久市小田井字笹沢662-2
5(5) 指定道路の延長	33.69メートル
6(6) 指定道路の幅員	4.00メートル
3(1) 指定番号	佐久第351号
2(2) 指定道路の種類	建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
3(3) 指定の年月日	平成26年9月18日
4(4) 指定道路の位置	小諸市大字御影新田字谷地原2504-43、 2504-52
5(5) 指定道路の延長	22.00メートル
6(6) 指定道路の幅員	4.94メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年10月27日

長野県諏訪地方事務所長 寺澤信行

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 指定番号 | 諏訪第1007号 |
| 2 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3 指定の年月日 | 平成26年9月8日 |
| 4 指定道路の位置 | 茅野市玉川8444-9、8452-5、8455-13 |
| 5 指定道路の延長 | 97.26メートル |
| 6 指定道路の幅員 | 4.42メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年10月27日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 上伊那第554号 |
| 1(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 1(3) 指定の年月日 | 平成26年8月5日 |
| 1(4) 指定道路の位置 | 伊那市西箕輪7200-47 |
| 1(5) 指定道路の延長 | 32.19メートル |
| 1(6) 指定道路の幅員 | 4.52メートル |
| 2(1) 指定番号 | 上伊那第555号 |
| 2(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 2(3) 指定の年月日 | 平成26年9月1日 |
| 2(4) 指定道路の位置 | 駒ヶ根市赤穂14616-39 |
| 2(5) 指定道路の延長 | 111.20メートル |
| 2(6) 指定道路の幅員 | 4.94メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年10月27日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 長野第831号 |
| 1(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 1(3) 指定の年月日 | 平成26年7月15日 |
| 1(4) 指定道路の位置 | 千曲市大字新田字東林房39-20 |
| 1(5) 指定道路の延長 | 25.15メートル |

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (6) 指定道路の幅員 | 6.00メートル |
| 2(1) 指定番号 | 長野第832号 |
| 2(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 2(3) 指定の年月日 | 平成26年7月22日 |
| 2(4) 指定道路の位置 | 須坂市大字須坂字八木沢944-29 |
| 2(5) 指定道路の延長 | 25.26メートル |
| 2(6) 指定道路の幅員 | 4.79メートル |
| 3(1) 指定番号 | 長野第833号 |
| 3(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 3(3) 指定の年月日 | 平成26年8月5日 |
| 3(4) 指定道路の位置 | 千曲市大字粟佐字南沖1615-17、1295-4の一部 |
| 3(5) 指定道路の延長 | 40.39メートル |
| 3(6) 指定道路の幅員 | 6.00メートル |
| 4(1) 指定番号 | 長野第834号 |
| 4(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 4(3) 指定の年月日 | 平成26年8月21日 |
| 4(4) 指定道路の位置 | 千曲市大字稻荷山字王地1060-4 |
| 4(5) 指定道路の延長 | 51.00メートル |
| 4(6) 指定道路の幅員 | 6.00メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成26年10月27日

長野県北信地方事務所長 田中功

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1(1) 指定番号 | 北信第167号 |
| 1(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 1(3) 指定の年月日 | 平成26年7月24日 |
| 1(4) 指定道路の位置 | 中野市大字吉田字上川原1184-1、1186-32 |
| 1(5) 指定道路の延長 | 35.00メートル |
| 1(6) 指定道路の幅員 | 4.09メートル |
| 2(1) 指定番号 | 北信第168号 |
| 2(2) 指定道路の種類 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路 |
| 2(3) 指定の年月日 | 平成26年8月13日 |
| 2(4) 指定道路の位置 | 長野県中野市大字西条字北西間491-4 |
| 2(5) 指定道路の延長 | 42.63メートル |
| 2(6) 指定道路の幅員 | 6.03メートル |

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり廃止しました。

平成26年10月27日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

1 廃止した指定道路の指定番号 上伊那第112号

2 廃止した指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 廃止年月日 平成26年7月9日

4 廃止した指定道路の位置 駒ヶ根市赤穂10886-11、10888-10、-17、10890-3、10891-2

5 廃止した指定道路の延長 35.00メートル

6 廃止した指定道路の幅員 4.35メートル

建築住宅課